

**OTIS製エレベータをご所有の皆様及び管理者の皆様へ**

保守・点検に関する注意事項について\_「MRDS型ドアオペレーター」

日本オーチス・エレベーター株式会社  
発行 2014年12月4日  
改定日 2014年12月22日

# 保守・点検に関する注意事項について\_「MRDS型ドアオペレーター」

---

## OTIS製エレベータをご所有の皆様及び管理者の皆様へ

平素はOTIS製エレベータをご利用頂きありがとうございます。

本資料は、弊社製エレベータの安全を確保して頂くことを目的として、弊社製品の保守点検のポイントを記載したものです。

弊社製エレベータの所有者様及び管理者の皆様におかれましては、本資料を保守点検作業を委託される専門技術者に開示し、十分に理解された後、保守・点検作業を実施するようご依頼ください。

### 資料について

- 本資料は、OTIS製エレベータの保守・点検を行う場合に必要な専門的な情報（点検項目、点検方法、判定基準等）について、エレベータの専門技術者へ開示する項目を記しております。  
本資料に記載されている禁止事項、注意事項、安全に関する注意事項等を理解の上、専門技術者にご依頼ください。
- 本資料に記載の作業は、昇降機に精通した専門技術者、昇降機検査資格者を対象にしております。専門技術者は必要な安全対策および作業を施工できる能力・資格を満足していることを前提としております。
- 本資料の内容に従わない保守・点検作業は行わないでください。機器の故障、災害の原因となります。
- 本資料の内容は委託された専門技術者以外には開示しないでください。  
本資料で知り得た情報を基に、委託された専門技術者以外の方が保守・点検を実施した場合、機器の故障、災害の原因となります。
- 本資料の内容は予告なしに改定する場合があります。最新版については、「日本オーチス・エレベータ - Otis Elevator Company」のホームページから入手をお願いします。  
URL <http://www.otis.com/site/jp/Pages/default.aspx>
- 保守・点検の結果 修理、調整が必要となり、弊社に依頼される場合は有償にて対応いたします。

### 免責事項

- 不適切な保守・点検等弊社の責によらない事象に起因した故障・事故に関して弊社は責任を負いません。

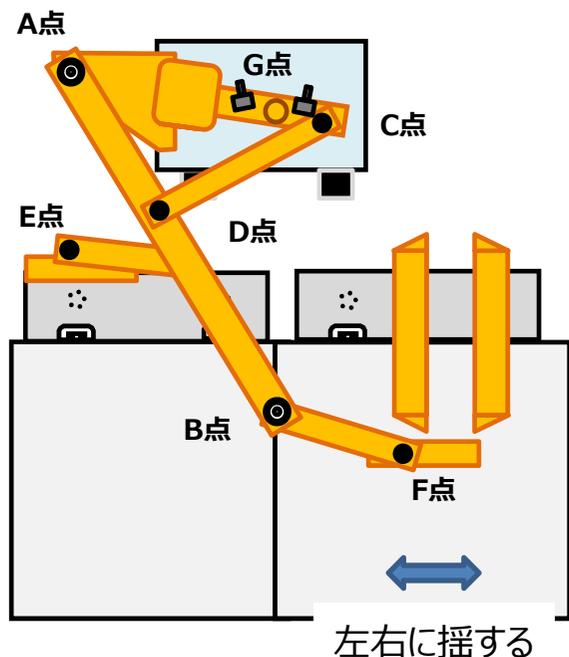
例 ・誤った保守・点検作業、修理が起因となったもの

・製品の改造を行った場合。また不正な使用が起因となるもの

・弊社が供給する部品または指定した機器以外のものを使用したことが起因となった場合

# 保守・点検に関する注意事項について\_「MRDS型ドアオペレーター」

## 1.点検時の注意事項 ドアリンク機構の点検について



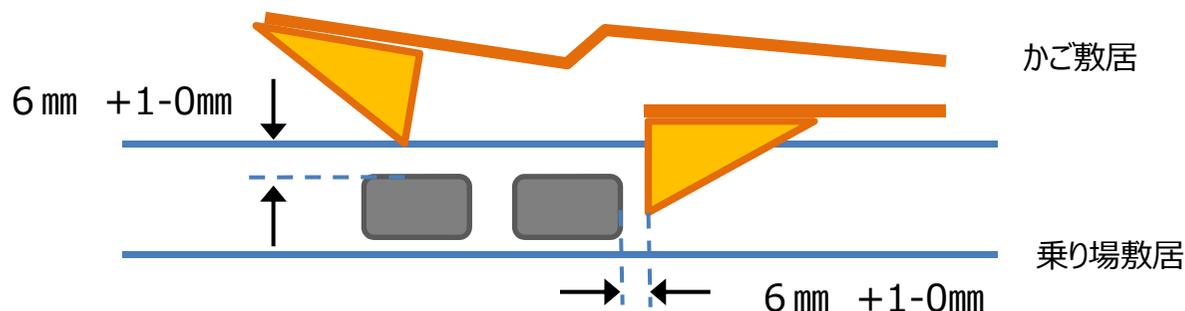
・ 戸開閉における経年劣化により、各支点（A-F点）のベアリングおよびピン部で遊びが大きくなりカードア走行距離の誤差が大きくなり、カーカムと乗り場ロックの緩衝や戸の隙間が起因となる故障・人身災害につながります。

### 点検項目および判断基準

- ① カードアが全閉時に片引き戸（高速ドア）を左右に揺すり遊び量が3mm以内であることを確認する。
- ② 各可動部およびアーム（黄色部分）を触診しガタツキ、小返りの大小（違い）を確認する（特にA・B点）
- ③ ピンの溶接個所にヒビ・割れがないか確認する（A-F点）
- ④ 各アーム同士の干渉。開閉動作時にB点が前後方向に動かないか？
- ⑤ ドアオペレーター部アームのイモビスの締結状態を確認する（G点）
- ⑥ Uナットの締め付け、Cリングのはめ込みを確認する（A-F点）

点検において①-④項のいずれかの要件を充足しない場合は、ドアリンクモーション一式の交換が必要です。

## 2.点検時の注意事項 カーカムと乗り場ドアロックの間隙について



カーカムと乗り場戸ロックの間隙寸法が左記規定値を外れた場合には調整を実施すること

## 保守・点検に関する注意事項について\_「MRDS型ドアオペレーター」

### 3.スイングアームの交換について

#### ・スイングアームの確認について

ドアリンク機構のスイングアームについて、1986年に設計変更し、ベアリングカバーを追加しております。  
物件について確認いただき、カバー付きのアームへ交換を推奨します。N番号非

部品番号 JO288KR2



# 保守・点検に関する注意事項について\_「MRDS型ドアオペレーター」

---

## 昇降機検査資格者および専門技術者の方へ

### 交換部品について

- 部品交換は、弊社純正品または指定部品を使用して下さい。  
弊社から供給または指定していない機器、部品の使用および製品の改造を弊社の上承なく行うことは、故障、災害の原因となることがあります。  
これらに起因する事故について、弊社は責任を負いません。
  
- 昇降機の法定耐用年数および保守部品の供給期間について。
  - ・法定対応年数  
昇降機の法定対応年数（昭和40年大蔵省令第15号「減価償却資産の対応年数等に関する省令」）は、エレベーター17年、エスカレーター15年と定められております。
  - ・保守部品の供給期間  
弊社は、主要部品の対応年数、製造素材の供給等を考え、保守用部品の供給期間を原則として当該機種種の生産終了後20年とさせて頂いております。

### 本資料に関するお問い合わせ先

- 日本オーチス・エレベータ株式会社

**e mail : [jp\\_request@otis.com](mailto:jp_request@otis.com)**

本資料に関するお問い合わせの場合は、ご連絡先名称・所有（管理）ビルまたは部署名、連絡者名およびお問い合わせ内容を記載の上、上記のe mailアドレスまでお送りください。

### 日本オーチス・エレベータの部品販売に関するお問い合わせ先

- 日本オーチス・エレベータ株式会社 サービスセンター部品販売課  
〒289-1693 千葉県山武郡芝山町小池2700-1  
**e mail : [parts\\_nipponotis@otis.com](mailto:parts_nipponotis@otis.com)**